

## 第 1 3 回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名 (小石委員)

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 1 4 号議案「芦屋市いじめ防止基本方針の改定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育部主幹) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員 ) 9 ページの「学校いじめ防止基本方針」の策定の項目に記載されている、④にある、いじめ防止対策の達成目標の設定については、これ自体を数値化して設定することは、難しいと思うのですが、何を指標として設定する予定でしょうか。

学校教育部主幹) 達成目標を数値化することは、いじめの認知件数がただ減少すればいいというものではないので、難しいと思います。ですので、生徒にアンケート調査を行い、そこから認知した結果をもとに、全て聞き取り調査を行うことを達成目標にするなど、継続しているいじめの事案については、終結できるような解決策を講じていくなどということになるかと思います。

そして、今回の改定では、教職員のいじめ対応能力の向上も達成目標の 1 つになるので、研修等の充実を図ってまいります。

また、取組の年間計画ですが、例えば 4 月には子どもたちに、いじめは駄目だということを教えるのですが、いつどの時期

に、何を授業や活動を通じて行っていくのかという年間計画を立てることで、その計画がどの程度達成できたのかということが達成目標につながると思います。

教 育 長 )       この方針で定めようとしているのは、具体的にいじめの件数を何件減少ということを達成目標にしているのではなく、いじめを防止するための対策として、研修やアンケートなどをどのようにやっていくのかを、年間目標として設定していくものですね。

学校教育部主幹)       そうです。

小 石 委 員 )       いじめを早期発見し、対応することができた場合、先生方が早期発見できたので、いじめを防ぐことができたという実感を持てるか、ということが大事だと思います。このケースでは、このような対応を行ったことが効果的だった、あるいは、いじめが起きたとき、このような対応を行ったので、この結果につながったということを、先生方が事例報告のような形で評価するやり方も必要だと思います。

達成目標は学校ごとにつくるのですね。

学校教育部主幹)       そうです。

小 石 委 員 )       ということは、学校ごとにいじめの傾向が違うということですか。

学校教育部主幹)       学校ごとに傾向は違うと認識しております。なお、この年間計画については、本市では既に各学校で作成しておりましたが、これまでの基本方針では、作成までは求められていませんでした。今回の改定により、各学校で作成することが義務付けられましたので、今後は計画を作成し、達成に向けて進行管理

を行い、年度末に評価していくこととなります。

小石委員) 学校によって、いじめの傾向は違うかもしれませんね。

学校教育部主幹) 学校ごとに傾向も違いますが、同じ学校内でも、年度によって傾向も違うこともあります。

浅井委員) 2ページの、1.いじめの定義の最初の行に「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う」と記載がありますが、この文中の「等」とは、5段落目に記載されている「一定の人的関係とは、学校の内外を問わず」という意味が含まれているのですか。「同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等」との記載もあるので、これも含むと解すると、必ずしも1つの学校の中だけで起こるということではないととらえているのですね。

学校教育部主幹) そうです。1つの学校の中でのみ起こることとはとらえておりません。学校間がまたがる場合や、他市の学校との場合もあります。

浅井委員) 今おっしゃられた全てに適用されるということであれば、ここに記載されているように、スポーツクラブなどでいじめがあった場合、どのようにして対処していくのかが、具体的に余りイメージできないので、教えていただきたいです。

学校教育課主幹) 例えば、塾が原因でいじめが起こるということもあります。その対応策としましては、基本的には同じ学校内で起こった場合でも、まずはその子たちの話を聞くことから始まります。しかし、相手方が市外になる場合は、それが難しい部分もあります。事案によっては、他の市の教育委員会から学校に協力を

得て、その辺の話聞いていきます。

近年、他市と連携するいじめ事案はありませんが、過去には生徒指導事案などで、他市と連携しながら対応したこともありますので、今後、もしそのようないじめの事案が出た場合は、他市の教育委員会または、学校などと連携を行っていくことになると思います。

浅井委員) 例えば、被害者側の生徒が、芦屋市立の学校の生徒でない場合も同様に対処をしていくということですね。

学校教育部主幹) 当事者のAとBがいて、どちらか一方が芦屋市立の生徒の場合は対応しますが、双方の当事者が芦屋市在住で私学の学校へ通っている場合は、対応できないと思います。

浅井委員) 双方のうち、どちらか一方が芦屋市立の学校の生徒であることが要件になるということでしょうか。双方のうち、どちらか一方というのは、加害者側の生徒でも被害者側の生徒でも、どちらの場合でも対応するということですね。

学校教育部主幹) そうです。

浅井委員) わかりました。

7ページの、(1)教職員の資質能力の向上の項目の、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルは記載されているのですが、芦屋市の教育指針は、チェック項目などもあると思うのですが、ここには入らないのですか。

学校教育部主幹) 文中の「等」の中に教育指針も含んでいるという解釈をしております。

浅井委員) そうなのですね。せっかくですので、「芦屋市の教育指針」も、活用していくといいと思いました。

学校教育部主幹) この項目については、基本方針などいじめ防止の対応に特化して策定したものを列挙しましたが、教育指針は当然ながら活用してまいります。

浅井委員) わかりました。

4ページの(2)早期発見の項目の下から3行目に記載されている「児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える」とは、具体的にどのようなことを想定されていますか。

学校教育部主幹) 以前は、学校によってアンケートの実施回数がさまざまでしたが、今回、すべての学校で学期ごとにアンケートを行うよう、実施回数を統一しました。

同じ項目に、「教育相談の実施等により」と記載していますが、特に中学校の場合、生活ノートがすごく有効な手段になっています。実際に面と向かって話ができなくても、生活ノートなどに自分の相談等を書いたり、クラスのあの子の行動が少し気になるのだけどという形での記載もあります。

体制としましては、スクールカウンセラーを週1回、本年度よりスクールソーシャルワーカーを定期的に中学校に配置することで、以前より相談しやすい体制にしています。

浅井委員) わかりました。

学校教育部長) また、児童・生徒に、誰がいじめの担当の先生になっているということを朝会などで周知するようにしております。ですので、今後何か困ったことがあったら、あの先生のところに行けばいいということを、子どもたちに周知し、より理解していただけるようにしていきます。

浅井委員) それが一番大事ですね。

越 野 委 員 )        スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いと、両者の仕事内容の違い、そしてどのような形で両者が連携をとっているのですか。

学校教育部主幹)        スクールカウンセラーの主な仕事内容は、相談してきた生徒の相談を受けてカウンセリングを行います。スクールソーシャルワーカーの仕事内容は、カウンセリングも行いますが、問題が発生した場合に関係する機関につないでいくのが主な仕事になります。

越 野 委 員 )        ということは、まず児童・生徒は、カウンセラーに話をし、カウンセラーがソーシャルワーカーにその内容について相談するという流れなのですか。

学校教育部主幹)        スクールカウンセラーは、生徒や保護者と直接関わりカウンセリングを行います。スクールソーシャルワーカーは、問題が発生し、学校などから相談を受けたことについて、さまざまな関係機関へとつなげていくという役割があります。

学校教育部長)        補足としましては、スクールカウンセラーは心理的な部分に関わっていくことが多いです。ソーシャルワーカーには、家庭や関係機関につなぐなど、児童・生徒の社会的な人とのつながりや、教職員が気づいていないような部分の連携やサポートをお願いすることになります。

小 石 委 員 )        8 ページの別表に、青少年愛護センター相談の項目に記載されている「電話及び来所」という文言は、前は訪問の記載がありましたが、今回記載がないというのは、今後は行わないのでしょうか。

浅 井 委 員 )        そうですね。資料3の現行の欄には記載されています。

小石委員) 方針が変わったのでしょうか。

社会教育部長) 愛護センターが相談を受けるのですが、基本は電話と来所での対応かと思います。子ども・若者相談のアサガオがありますので、その中でアウトリーチで訪問しているかと思います。

小石委員) ということは、愛護センターは、そこまではかかわらないということですか。

社会教育部長) 必要に応じて愛護センターも訪問に行ったり、アサガオと連携し機関につなぐなどの対応は行っているものと思いますので、確認し、修正いたします。

教育長) お願いします。

小石委員) 9ページの(2)の内容に、「いじめを発見した教職員が問題を抱え込む」との文言が記載されておりますが、10ページの(4)の内容に記載されているように、「1人で問題を抱え込む」との表現を使い、「いじめを発見した教職員が1人で問題を抱え込む」との文言にするほうがわかりやすいと思います。

そして、学校いじめ対策組織を、複数の教職員、心理・福祉等の専門家、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによって構築されているとの記載があります。私の経験からすると、ここに記載がありませんが、養護教諭が重要になってくると思います。保健室に出入りする子どもたちは、心に何か思いを抱えて出入りする子どもが多いです。ですので、常に何かこの子は問題を持ってないかな、どんな問題を抱えてここにきているのかなど意識をし、子どもたちを見てほしいと思います。

保健室はすごく大事な場所であり、養護教諭も大事なスタッフの1人であるとの位置づけをしていただきたいと思います。ですので、「養護教諭」もあえて記載していただきたいと思いますかどうか。

学校教育部主幹) 養護教諭は教職員の文言に含めております。今後の流れとしましては、パブリックコメントをもとに修正を行っていきますので、今、ご指摘をいただいた部分につきましても検討していきます。

小石委員) 生徒指導チームを作る際には、養護教諭を入れて行っているのですか。

学校教育部主幹) 常に入っております。

小石委員) そういう意味では大事だと思いました。

以前、管理部長に、審議会の説明をしていただきましたが、今回も、11ページ(3)に審議会のことが出ており、その説明が資料編の条文に定義が記載してありますね。

管理部長) 審議会は諮問して答申をもらうものになります。

小石委員) 11ページの記載ですが、諮問に応じ審議するにも関わらず、どのようなことでも自由に審議できると読み取れてしまいます。

資料編の7ページ中第10条に条文中「教育委員会の諮問に応じ」との記載があり、審議会を組織する構成員は、それぞれ重要な役割を担っていると思っておりますが、他条文中に規定されている他の委員会では、構成員が同じにも関わらず「市長の諮問に応じ」と記載されており、この辺りが少々ややこしいですね。もちろんそれぞれの委員会が「公平・中立性を旨と

して調査に当たる」とされており、そうされているとは思いますが。芦屋市いじめ問題調査委員会では、市長の諮問に応じて対応するとの記載がありますが、私としては市長部局ではなく教育委員会が対応するのかなと感じておりました。

ですので、それぞれの委員会が担う役割や性格をもう少しわかりやすく表現されるといいと思います。

浅井委員) 資料3の11ページの11項の改定後の文言に「教育委員会は、調査を行う機関として独立の審議会を組織し」と記載されておりますが、この審議会とは、芦屋市いじめ問題対策審議会のことですね。

学校教育部主幹) はい。

浅井委員) これはこの部分を抜粋されているからかなと思いますが、この審議会という文言が、いきなり出てくると、何の審議会を指しているのか少しわかりづらいと思いました。ですので、「調査を行う機関として、芦屋市いじめ問題対策審議会」と文言を追加したほうが、よりわかりやすいと思いました。この文言以前に記載されており、「以下、審議会という」との説明があるのであればよいとも思うので、一度確認をしていただきたいと思いました。

学校教育部主幹) わかりました。

浅井委員) 次に、資料2の12ページの1行目に、②「また、教育委員会又は学校は」との文言に下線が引いてあるのはなぜですか。これは解釈として、教育委員会と学校の両方ではなくて、どちらか一方ということになるのですか。普通は、教育委員会と学校の両方という意味になるとは思いましたが、わざわざ「又は」

となっているのは、何か別に意図があるのかなとも思い確認させていただきました。

管 理 部 長 )       ここは「及び」かもしれませんね。

学校教育部主幹)       そうですね。「又は」では片一方だけという意味になってしまいますね。

浅 井 委 員 )       この点が少しひっかかりました。

学校教育部主幹)       ご指摘ありがとうございます。

越 野 委 員 )       10 ページ (4) の 2 段落目に、「いじめを発見した場合は、学校は、速やかに教育委員会に報告し」と記載されています。一方、2 ページの下から 2 段落目の下線部には、「軽い言葉で傷つけたが、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等では、学校はいじめという言葉を使わず指導する」と記載されています。しかし、その後で、このような場合でも、法が定義するいじめに該当するとの説明があります。この場合でも、教育委員会に報告してもらおうのでしょうか。

学校教育部主幹)       その場合は、速やかにまでは求めていませんが、報告はあります。

越 野 委 員 )       小学生の場合、意図せず、つい相手が傷つくような軽い言葉を言うてしまうことは、よくあることではないかと思えます。

学校教育部主幹)       そうですね。先生方が、しっかりと目を配らせておられますので、認知件数はかなり増えてきております。

教 育 長 )       この基本方針については、後日、民生文教常任委員会の所管事務調査にて報告しますので、ここでご指摘をいただいた分はきちんと精査をしてください。その後、パブリックコメント等もありますので、市民の皆さんからのさまざまなご意見を反

映し、よりよいものにしていただき、また、改めて教育委員会で報告してください。

学校教育部主幹) はい。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

次に、報告第15号「平成29年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会の審議結果について」は、その内容から、秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

また、併せて審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います。いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長 ) 次に、報告第16号「芦屋仏教会館の国登録有形文化財登録について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

生涯学習課文化財係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 今は亡き両親から、仏教会館は長く市民に親しまれてきた建物だと聞いております。戦前は、市民センターもなかったころで、徴兵検査や身体検査などに利用されていたそうです。地下の階は、レストランになっており、市民に大変親しまれていたと聞いています。

私も何度か、朗読の講演を行う際、利用させていただいたのですが、外観は知っているが中に入るのは初めてだとおっしゃる方が大変多くいらっしゃり、もったいないことだなと思っておりましたので、館内の見学ツアーを行っていただきました。この建物は、大変魅力的ですし、今回登録が行われたことによって、多くの方が関心をもつきっかけとなり、市民に親しまれる文化財になるといいと思います。

芦屋市内の価値ある建築物が、だんだん失われていることを、いつも残念に思っておりましたので、このような形で市としてもできるだけ応援し、保全・保護を行っていただければいいと思います。

教育長) 他に質疑はございませんか。

これからも市民の皆さんによりアピールする方法を考えていきたいと思えます。

これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、「芦屋仏教会館の国登録有形文化財登録について」の報告は以上といたします。

教育長) 次に、報告第17号「平成30年芦屋市成人式の実施について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

毎年、とても素晴らしい成人式を企画してくださっているの  
で、今回も楽しみにしております。

1つだけ要望があるのですが、映像②に、懐かしの先生から  
のビデオレターと記載されています。この試みはすごく良いこ  
とですが、先生に事前のアポイントなしで、突然ビデオレター  
を撮りに行っているからなのか、当日成人式に出席されている  
方々は、正装しているのに対し、スクリーンの中の先生がた方  
が余りにも普段着というのは、せっかくのめでたい席ですので、  
いかがなものかなと思っていました。お祝い事ですので、この  
辺はもう一度、検討していただきたいと思います。

浅 井 委 員 ) ありのままでもいいと思いますが、急に行かれているからな  
のか、余り先生がお祝いの言葉を準備していない感じも受けま  
すので、これについても少し残念だと思いました。

教 育 長 ) 先生方が考えてその服装を選んでいるのなら問題はありま  
せんが、事前に伝えていただくことで、先生方も準備をす  
ることができると思います。先生にも、事前にお伝えすることで、  
多くの先生に出演いただけたら、みんなうれしいのではないで  
しょうか。

青少年育成課長) 今回はすでに撮影は終了していると思います。

小 石 委 員 ) ビデオレターは中学校の先生が中心になっていますが、小  
学校の先生にもご出演いただけないのでしょうか。なぜなら、  
小学校はほとんどの子たちが市立小学校に通っていますが、中  
学校は私立の方に行く子たちが多いと思うので、小学校の先生  
もいれていただけたらいいと思います。

管 理 部 長 )       そうですね。私立中学校に行っている子どもたちも多いですからね。

浅 井 委 員 )       確かにビデオレターには小学校の先生は登場されませんね。

小 石 委 員 )       出演していた先生もいらっしゃるのかもしれませんが、もう少し増やしていただくとうれしいです。

教 育 長 )       映像①のオープニングムービーは、多分小学校の卒業アルバムなどからの映像ではありませんでしたか。

浅 井 委 員 )       そうですね。

教 育 長 )       ですから、今、小学校へ行っても、そのころの先生はおられないので、撮りようがないのかもしれませんがね。

小 石 委 員 )       そういうこともありますね。

教 育 長 )       その点、中学校は数年前のことですし、3校しかないので、確率的に3分の1ぐらいの先生はまだいらっしゃるかもしれないということも関係しているかもしれませんがね。さまざまなお意見をいただいたので、来年以降検討してください。

青少年育成課長)       はい。

教 育 長 )       他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、「平成30年芦屋市成人式の実施について」の報告は以上といたします。

ただいまから秘密会で審議いたしますので、教育委員及び管理部以外の方は退席願います。

〈非公開審議〉

〈報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )       非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い

たします。

<非公開審議 終了>

教 育 長 ) 閉会宣言